

乙川地区で土地を販売しています

【問合わせ】市街地整備課 ☎22-9302

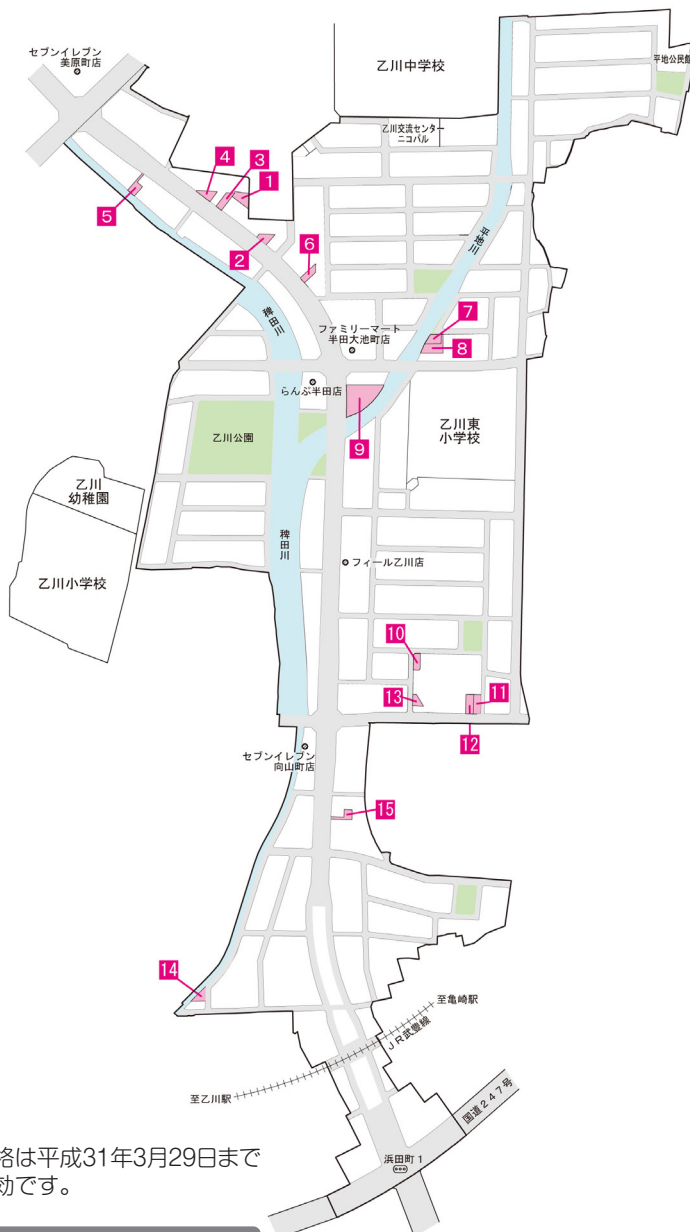
市が施行している乙川中部土地区画整理事業区域内の保留地（15区画）を、先着順で随時販売しています。市が売主のため、仲介手数料や建築条件がなく、金融機関から融資を受けることも可能です。第三者へ譲渡することもできます。住宅建築などで土地をお探しの方は、ぜひご検討ください。

保留地とは

保留地とは、土地区画整理事業地区の土地所有者から少しずつ土地を出していただくことにより生み出された土地のうち、事業費の一部とするため売却される宅地のことです。

販売方法

平成30年度は左記価格で**先着順**に販売します。



価格は平成31年3月29日まで有効です。

半田市の市外局番 ▶ 0569

申込み方法について

保留地買受申込書を記入のうえ、市街地整備課に直接提出してください。委任状により、代理の方が提出することもできます。

※開庁時（8時30分）に同じ保留地に複数の申込みがあった場合は、抽せんにより買受者を決定します。

申込期間

平成31年3月29日まで
（市役所閉庁日は除く）

申込場所

市役所3階 市街地整備課

※保留地販売案内書・保留地買受申込書などは市街地整備課で配布しています。また、市ホームページからダウンロードもできます。（ホーム→まち・環境→都市計画→土地区画整理事業→施行中の土地区画整理事業→保留地について）

詳しい内容については市街地整備課までお問い合わせください。

